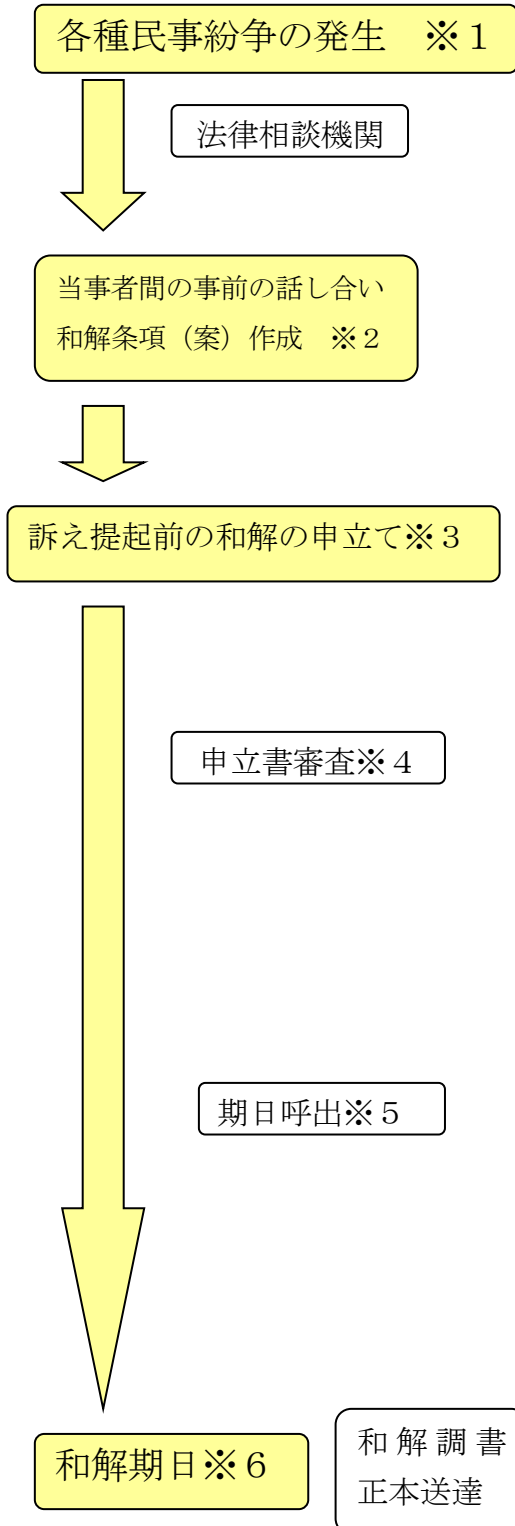


訴え提起前の和解手続の流れ

東京簡易裁判所民事第8室訴え提起前の和解係
(令和元年9月版)

TEL 03-3581-5259



※1 訴え提起前の和解は、裁判上の和解の一種で、民事上の争いのある当事者が、判決を求める訴訟を提起する前に、簡易裁判所に和解の申立てをし、紛争を解決する手続です。当事者間に合意があり、かつ、裁判所がその合意を相当と認めた場合に和解が成立し、合意内容が和解調書に記載されることにより、確定判決と同一の効力を有することになります(民訴法267)。

※2 訴え提起前の和解の申立てから和解期日指定まで平均1か月程度を要します。したがって、建物等の明渡し、金銭の支払を要する和解については、この点を考慮に入れて明渡日や支払日を検討してください。

※3 訴え提起前の和解は「民事上の争い」がある場合に申立てをすることができるものですから、申立書にこの点を必ず記載するようにしてください。

※4 申立てがあると、審査の結果、書類の追完、和解条項の修正をお願いすることがあります。修正等が完了すると、和解期日の指定手続に入ります。和解期日を指定する際には希望日をお聞きします。裁判所に出頭できる日を相手方と打ち合せ、裁判所に希望日(連絡日から14日以上先の日)を連絡してください。これは相手方に期日呼出状等を送付する必要があります。

※5 修正された和解条項は、期日呼出状と共に相手方に送付し、和解調書正本にも使用します。そのため和解条項6部、当事者目録4部(相手方に代理人が予定されている場合は、その旨の記載のあるもの)、物件目録及び図面(必要がある場合に限る)各6部を期日指定後速やかに提出してください。なお、提出書類には頁を記入しないでください。

※6 和解期日当日、当事者双方が和解条項について合意し、かつ、裁判所が相当と認めた場合に和解が成立し、和解調書が作成されることとなります。和解調書正本は、原則、和解期日当日に双方に交付送達します。